

革新的新品種開発加速化緊急対策のうち政策ニーズに対応した革新的新品種開発（提案公募型）  
の公募に関するQ&A

令和7年1月16日現在

分類	問	回答
応募要件_1	「令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること」とされているが、当該資格は研究グループ全ての参画機関に必要なか。	代表機関が当該資格を有している必要があります。 「研究管理運営機関」を配置する場合は、「研究管理運営機関」が当該資格を有している必要があります。
研究コンソーシアム等_1	共同機関が、研究期間の途中で、やむを得ない理由により離脱することになった場合、研究コンソーシアム側は何らかのペナルティを受けるのか。また、研究を継続するにはどのような対応が必要か。	共同研究機関が研究期間中に離脱することについて特段のペナルティはありません。 共同研究機関の離脱により当初の計画目標達成に重大な影響を与える場合は新たな共同研究機関を選定していただく必要があります（目標達成が見込まれない場合は研究の中止もありえます。）。 また、委託契約・研究計画等の変更手続きをしていただくこととなります。
共同研究機関等_1	研究開始後に共同研究機関や協力機関の追加は可能か。	生研支援センター等と協議の上、必要と認められる場合は追加が可能です。
研究管理運営機関_1	代表機関が民間のプライム企業（旧1部上場企業）でも研究管理運営機関の設置は可能か。	代表機関が大企業であっても研究管理運営機関の設置は可能です。
エフォート_1	本事業に研究統括者又は研究分担者として、複数の課題に応募することは可能か。 また、すでに採択されている課題に参画していても応募は可能か。	複数課題の応募や、すでに採択されている課題に参画している研究者の場合の応募は可能ですが、研究者のエフォートに注意するとともに、その旨を提案書に記載してください。 また、公募要領5の（1）の「不合理な重複及び過度の集中の排除」に注意をお願いします。
エフォート_2	本事業に応募し採択結果が判明しない前に、他の研究事業と同じ研究内容で応募することは、不合理な重複に当たらない理解でよいのか。	本事業の審査結果が判明しない時点で、他の研究事業への同じ内容での応募は可能です。 仮に本事業で採択された場合、別の研究事業での応募申請を取り下げ・辞退等していただきます。または、別の研究事業で先に採択された場合は本事業の応募を取り下げる等して、不合理な重複を回避する必要があります。 （※1/16公募説明会における回答訂正）
エフォート_3	応募用紙の状況・エフォート」において、「（2）受入予定の研究費」と「（3）現在受け入れている研究費」があるが、どのように書き分ければよいのか。また、令和6年度で終了する研究費は、記載する必要があるか。	（2）受入予定の研究費には、令和7年度以降に実施が決まっているもの、 （3）現在受け入れている研究費には、現在実施中の研究費で令和7年度以降も実施するものを記載してください。令和6年度に終了する研究は「2. 研究費の応募・受入等の状況・エフォート」ではなく、実績として「5. 研究業績」へ記載してください。
研究統括者等_1	研究統括者の要件において、研究機関等に常勤的に所属することとあるが目安時間はあるのか。	「常勤」とは週32時間以上の労働時間が基本となっています。 したがって「常勤的」は、その8割程度の労働時間の勤務が目安時間と考えています。
委託費_1	「研究グループの構成員に農研機構の研究機関が参画する場合、当該研究機関に係る研究予算については別途予算措置をする予定」とあるが、農研機構の研究費は予算記載時においては委託費上限額と別途となるのか、委託費上限内となるのか。	委託費上限額は、農研機構の研究費も含めた総額です。

分類	問	回答
データマネジメント_1	データマネジメントプランの記載方法について、具体的にどのようなデータを記載するのか。	研究の実施過程で生じるすべての研究データを記載していただきます。 なお、研究実施中に当初計画にない研究データが生じた場合は、プランに追加して記載していただきます。
データマネジメント_2	本事業実施期間中においても、研究担当者が参画する他のプロジェクトにおいて、データを利活用してもよいか。	研究コンソーシアム内において、データ毎にその性質に応じて公開・非公開や公開範囲等を決定していただくことになります。